

園児・児童・生徒を引率される方へ

岡山後楽園（外園の区域を含む。）を利用する場合は、関係法令・例規のほか、次の事項を遵守してください。

次の事項は、岡山県立都市公園条例（昭和41年岡山県条例第30号、以下「条例」という。）第7条に規定する禁止事項です。これらに違反した場合は、罰則の適用がありますのでご注意ください。

記

1 次の行為を行わないでください。（引率する園児・児童・生徒にも周知徹底してください。）

- (1) 公園施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 植物を採取し、又は損傷すること。
- (3) 土地の形質を変更し、又は土石の類を採取すること。
- (4) 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) 立入禁止区域及び利用の許可を受けていない施設に立ち入ること。また、同区域及び施設に物品を置くこと。
- (6) たき火をすること。
- (7) はり紙若しくははり札をすること。
- (8) 指定の場所以外の場所にごみその他の廃物または汚物を捨てること。
- (9) 園内を走ること。
- (10) 石などを池や曲水に投げ込むこと。
- (11) 園内の橋の欄干、柵、手すりなどに寄りかかったり、建物内の柱、壁、欄間、鴨居、敷居などに触れること。また、園内の看板・サイン類やベンチなどを移動させること。
- (12) 大きな声を発したり、音楽を再生すること。
- (13) タンチョウにえさを与えること。
- (14) 上記のほか、他のお客様の観賞に支障を及ぼすと認められる行為を行うこと。

2 他のお客様の通行や視界を遮ったり、観賞の妨げになるおそれがあるため、次の機材等の持ち込みを禁止します。

- ・屏風など、人より大きいもの（人より小さいものについても、予想される来園者数や開催行事等の状況によっては、持ち込みをお断りする場合があります。）。
- ・風船など、割れたり大きな音のする可能性があるもの。
- ・ボール、ラケットなどの遊具

・不明な点は、入園の前日までに後楽園事務所にお問い合わせください。
・入園料の免除は、他のお客様に優先して後楽園を利用することを認めるものではありません。他のお客様が気持ちよく園内を散策できるよう、御理解と御協力をお願いします。